

事務折衝報告

5月25日に法人との事務折衝が行われ、就業規則と労使協定について、法人より以下の規則改定の提案がありました。

- 1) 職員給与規則の一部改正について
- 2) 入試手当取扱要項（新設）
- 3) 職員退職手当規則の一部改正について
- 4) 特定教職員就業規則の一部改正について
- 5) 専門業務型裁量労働に関する協定書

これらの規則改正における主な内容は以下の通りです。

1) 5月1日付でアドミッションセンターの改組が行われ、入学試験委員会が廃止されました。それに伴い、従来「入学試験委員会委員」に支給されていた入試手当（試験管理業務）は「入試実施室室員」に支給されることとなり、給与規則を一部改正する必要が生じたものです。

2) 1)の「試験管理業務」に係る入試手当を支給される者を定めた要項です。

3) 他機関（他の独立行政法人等）を退職後引き続き本学の職員となった者の退職手当について、在職期間が通算対象となる他機関が整理されました。他機関の整理統合により名称等が変わったことによる改正と、本学独自に対象としていた他機関を適用外とする改正があります。以前に、改正後は適用外となる他機関から引き続き本学の職員となった方については、現行規則が適用されます（当初、規則案ではこれを示す文言がありませんでしたが、その後、組合の指摘により附則が付け加えられた訂正案が送られてきました）。

4) 7月から特定教員に裁量労働制を適用するため、就業規則を一部改正するものです。（特定教職員はこの4月からできた職種です。）

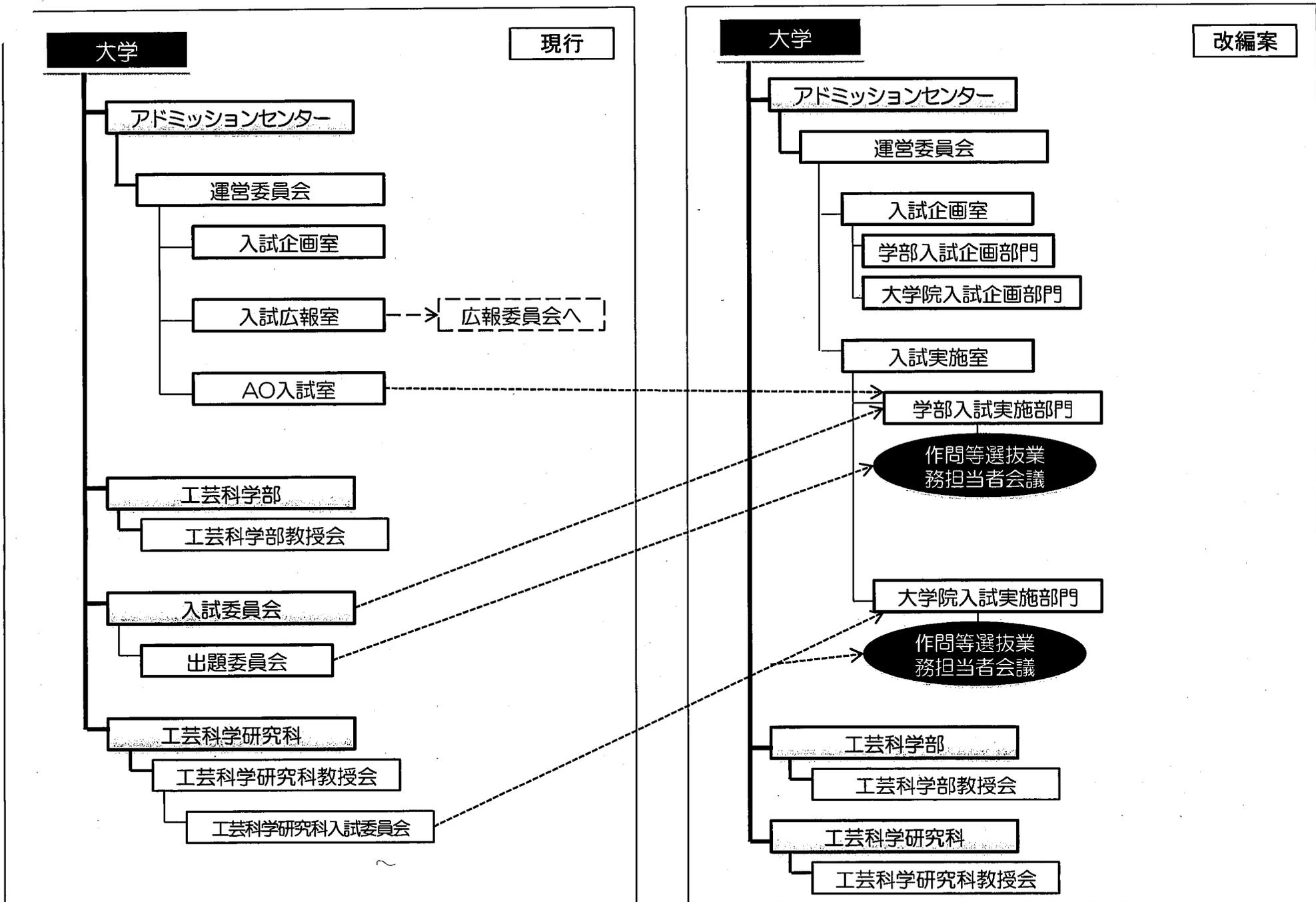
5) 4)の改正に伴い、協定書を改訂したものです。

以上の規則改定に関して、法人が配布した説明資料を添付します。ご参照下さり、ご意見をお寄せ下さい。代議員会にて議論いたします。

お礼、いちご狩り

4月23日に組合員とご家族21名の参加者を得て無事、いちご狩りを終えました。天気のよい中、終始会話と笑顔の絶えない会となりました。今後も組合員のみなさまの懇親の場となるような行事を進めていきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

入試関連組織の改編案



工芸科学部

〔教授会規則〕〔審議付託に関する要項〕
学長が学部に係る学生の入学及び卒業について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

工芸科学部教授会

入試委員会

〔入学試験委員会規則〕
大学入試センター試験、一般選抜等の実施
次の事項を審議し、入学試験の適正化、円滑化を図る。
・入学試験の実施に係る企画及び連絡・調整
・入学試験において生じた問題への対応措置
・入学試験情報の提供
・その他入学試験に関し学長が必要と認める事項

副学長、学部長、学長指名の学域長
生命物質科学域、設計工学域の教授3
造形科学域、基盤教育学域の教授1
保健管理センター長、
学長指名（AO入試室長、アドミッションセンター教授）

出題委員会

〔入学者選抜に関する要項〕
通則第6条の2、8条第3項

アドミッションセンター

〔アドミッションセンター規則〕
入学者選抜方法の調査・分析及び企画・立案 入学試験の広報に関する企画及び立案
入学試験の企画及び調整 その他入学試験等に関し、調査及び検討を行い、必要に応じ学長に建議すること。

運営委員会

〔アドミッションセンター規則〕
アドミッションセンターの重要事項

センター長、副センター長、学部長、各学域長、アドミッションセンター教授、AO入試室長、入試課長

入試企画室

〔アドミッションセンター規則実施細則〕
入学者選抜方法の調査・分析・立案
入学試験の実施内容の企画・調整

センター長、副センター長、学部長、各学域長、各課程長、アドミッションセンター教授、AO入試室長

入試広報室

〔アドミッションセンター規則実施細則〕
入学試験の広報の調査・分析・企画
広報活動の実施・調整

副センター長、学部長、各学域長、アドミッションセンター教授

AO入試室

〔アドミッションセンター規則実施細則〕
AO入試の調査・検討
AO入試の実施内容の企画・調整

学部長、各課程選出担当者、アドミッションセンター教員

工芸科学研究科

〔研究科教授会規則〕〔審議付託に関する要項〕
学長が研究科に係る学生の入学及び課程の修了について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

工芸科学研究科教授会

工芸科学研究科入試委員会

〔研究科入学試験委員会細則〕
一般入試の実施
次の事項を審議し、入学試験の適正化、円滑化を図る
・入学試験の実施に係る企画及び連絡・調整
・入学試験において生じた問題への対応措置
・入学試験情報の提供
・その他入学試験に関し研究科長が必要と認める事項

研究科長、各学域長、各専攻長

〔大学院における入学者選抜に関する要項〕
大学院学則第13条、32条

入試関連組織の改編案

大学

アドミッションセンター

運営委員会

入試企画室

学部入試企画部門

大学院入試企画部門

入試実施室

学部入試実施部門

作問等選抜業務担当者会議

大学院入試実施部門

作問等選抜業務担当者会議

工学科学部

工学科学部教授会

工学科学研究科

工学科学研究科教授会

〔アドミッションセンター規則〕

入学者選抜の企画・立案、入学試験の実施、その他入学者選抜に関すること

〔アドミッションセンター規則〕

入学者選抜方法の基本方針
入学者選抜に係る将来構想
アドミッションセンターの運営に関する重要事項

センター長、副センター長、学部長、
研究科長、各学域長、
アドミッションセンター担当教授、入試課長

〔アドミッションセンター規則実施細則〕

入学者選抜の企画・立案
入学者選抜結果の調査・分析・評価
入学試験問題の総合的な検証
その他入学者選抜の企画に関しセンター長が必要と認める事項

〔学部入試企画部門〕
センター長、副センター長、各課程長、
基盤教育学域長、
アドミッションセンター担当教員、
センター長が必要と認める者、入試課長

〔大学院入試企画部門〕
センター長、研究科長、各専攻長、
センター長が必要と認める者、入試課長

〔アドミッションセンター規則実施細則〕

入学試験の実施
入学者選抜に係る出願資格審査
入学試験問題の出題・採点
入学試験問題の点検等、入学試験の適正な実施の確保に関すること
入学試験において生じた問題への対応措置に関すること
入学試験の情報提供に関すること
その他入学試験の実施に関しセンター長が必要と認める事項

〔学部入試実施部門〕
副センター長、学部長、
各課程・基盤教育学域・繊維学域選出の教授
又は准教授 各1名
(半数以上は教授とする)
アドミッションセンター担当教員
センター長が必要と認める者

〔大学院入試実施部門〕
研究科長、各専攻長、
センター長が必要と認める者

出題、点検、採点、面接各担当者

アドミッションセンター
AO入試室は入試実施室へ
入試広報室は広報委員会へ

〔学部教授会規則〕

学長が学部に係る学生の入学及び卒業について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

〔研究科教授会規則〕

学長が研究科に係る学生の入学及び課程の修了について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則実施細則の一部改正について
新 旧 対 照 表

は改正箇所を示す。

現行条文	改正後
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(室の設置)</p> <p>第 2 条 センターに次に掲げる室を置く。</p> <p>(1) 入試企画室</p> <p>(2) 入試広報室</p> <p>(3) <u>AO入試室</u></p> <p>(入試企画室の業務)</p> <p>第 3 条 <u>入試企画室は、入学者選抜方法を調査し、分析し、企画し、及び立案するとともに、入学試験の実施内容を企画し、及び調整する。</u></p> <p>(入試企画室の構成)</p> <p>第 4 条 入試企画室は、次に掲げる室員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 副センター長</p> <p>(3) 学部長</p> <p>(4) 各課程長</p> <p>(5) 基盤教育学域長</p> <p>(6) センターの業務を担当する本学の専任の教員のうちからセンター長が指名する者</p> <p>(7) その他センター長が必要と認める職員 若干名</p> <p>2 前項第 6 号及び第 7 号の室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 6 号及び第 7 号の室員の任期は、<u>2</u>年とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(室の設置)</p> <p>第 2 条 センターに、次に掲げる室を置く。</p> <p>(1) 入試企画室</p> <p>削る</p> <p>(2) <u>入試実施室</u></p> <p>(入試企画室の業務)</p> <p>第 3 条 <u>入試企画室は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>入学者選抜の企画及び立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>入学者選抜結果の調査、分析及び評価に関すること。</u></p> <p>(3) <u>入学試験問題の総合的な検証に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他入学者選抜の企画に関しセンター長が必要と認める事項</u></p> <p>(入試企画室の構成)</p> <p>第 4 条 入試企画室は、次に掲げる室員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 副センター長</p> <p>(3) 学部長</p> <p>(4) <u>研究科長</u></p> <p>(5) 各課程長</p> <p>(6) <u>各専攻長</u></p> <p>(7) 基盤教育学域長</p> <p>(8) センターの業務を担当する本学の専任の教員のうちからセンター長が指名する者</p> <p>(9) <u>入試課長</u></p> <p>(10) その他センター長が必要と認める職員 若干名</p> <p>2 前項第 8 号及び第 10 号の室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 8 号及び第 10 号の室員の任期は、<u>1</u>年とする。</p> <p>4 (略)</p>

京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則実施細則の一部改正について
新 旧 対 照 表

は改正箇所を示す。

現行条文	改正後
<p>(入試広報室の業務)</p> <p>第5条 <u>入試広報室は、入学試験の広報について調査し、分析し、企画し、及び立案するとともに、広報活動を実施し、及び調整する。</u></p> <p>(入試広報室の構成)</p> <p>第6条 <u>入試広報室は、次に掲げる室員をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>副センター長</u></p> <p>(2) <u>学部長</u></p> <p>(3) <u>各学域長</u></p> <p>(4) <u>センターの業務を担当する本学の専任の教員のうちからセンター長が指名する者</u></p> <p>(5) <u>その他センター長が必要と認める職員 若干名</u></p> <p>2 <u>前項第4号及び第5号の室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>第1項第4号及び第5号の室員の任期は、2年とする。</u></p> <p>4 <u>前項の室員は、再任されることができる。</u></p>	<p>削る</p> <p>削る</p>
<p>(AO入試室の業務)</p> <p>第7条 <u>AO入試室は、AO入試について調査し、及び検討するとともに、AO入試の実施内容を企画し、及び調整（入試企画室の業務に属するものを除く。）する。</u></p> <p>(AO入試室の構成)</p> <p>第8条 <u>AO入試室は、次に掲げる室員をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>学部長</u></p>	<p>(入試実施室の業務)</p> <p>第5条 <u>入試実施室は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>入学試験の実施に関すること。</u></p> <p>(2) <u>入学者選抜に係る出願資格審査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>入学試験問題の出題及び採点に関すること。</u></p> <p>(4) <u>入学試験問題の点検等、入学試験の適正な実施の確保に関すること。</u></p> <p>(5) <u>入学試験において生じた問題への対応措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>入学試験の情報提供に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他入学試験の実施に関しセンター長が必要と認める事項</u></p> <p>項</p> <p>(入試実施室の構成)</p> <p>第6条 <u>入試実施室は、次に掲げる室員をもって組織する。</u></p> <p>(1) <u>副センター長</u></p> <p>(2) <u>学部長</u></p>

京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則実施細則の一部改正について

新 旧 対 照 表

は改正箇所を示す。

現行条文	改正後
<p>(2) 各課程のAO入試担当責任者 各1名</p>	<p>(3) 研究科長 (4) 各専攻長</p>
<p>(3) センターの業務を担当する本学の専任の教員のうちからセンター長が指名する者</p>	<p>(5) 各課程（生体分子応用化学課程、高分子機能工学課程及び物質工学課程を除く。）、繊維学域及び基盤教育学域から選出された教授又は准教授 各1名</p>
<p>(4) その他センター長が必要と認める職員 若干名</p>	<p>(6) 生体分子応用化学課程、高分子機能工学課程又は物質工学課程から選出された教授又は准教授 2名</p>
<p>2 前項第3号及び第4号の室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。</p>	<p>(7) センターの業務を担当する本学の専任の教員のうちからセンター長が指名する者</p>
<p>3 第1項第3号及び第4号の室員の任期は、2年とする。</p>	<p>(8) その他センター長が必要と認める職員 若干名</p>
<p>4 (略)</p>	<p>2 前項第5号及び第6号の室員のうち半数以上は、教授であるものとする。</p>
<p>(室長)</p> <p>第9条 各室にそれぞれ室長を置き、次に掲げる者をもって充てる。</p>	<p>3 第1項第5号の室員は各課程長、繊維学域長及び基盤教育学域長の、同項第6号の室員は同号に規定する課程の長の、同項第7号及び第8号の室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。</p>
<p>(1) 入試企画室 センター長</p>	<p>4 第1項第5号から第8号までの室員の任期は、2年を超えない範囲で学長が定める。</p>
<p>(2) 入試広報室 副センター長</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(3) AO入試室 AO入試室員のうちからセンター長が指名する者</p>	<p>(室長)</p> <p>第7条 各室にそれぞれ室長を置き、次に掲げる者をもって充てる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(1) 入試企画室 センター長</p>
<p>3 (略)</p>	<p>削る</p> <p>(2) 入試実施室 副センター長</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(専門部門の設置)</p> <p>第8条 各室に、必要に応じ、専門部門を置くことができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>2 専門部門には、室員以外の職員を加えることができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>3 専門部門の構成員は、センター長が委嘱する。</p>

京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則実施細則の一部改正について
新 旧 対 照 表

は改正箇所を示す。

現行条文	改正後
<p>(その他) 第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(その他) 第9条 (略)</p> <p>附 則 (略) 附 則</p> <p>1 この細則は、平成28年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 先端科学技術課程に学生が在学しなくなる日までの間における改正後の細則第4条第1項第5号の規定の適用については、同号中「各課程長」とあるのは「各課程長（先端科学技術課程長を除く。）」とする。</p> <p>3 先端科学技術課程に学生が在学しなくなる日までの間における改正後の細則第6条第1項第5号の規定の適用については、同号中「各課程（生体分子応用化学課程、高分子機能工学課程及び物質工学課程を除く。）」とあるのは「各課程（生体分子応用化学課程、高分子機能工学課程、物質工学課程及び先端科学技術課程を除く。）」とする。</p> <p>4 施行日の前日において、現に在任している改正前の細則第4条第1項第6号の室員及び第8条第1項第3号の室員は、それぞれ改正後の細則第4条第1項第8号の室員及び第6条第1項第7号の室員とみなし、その任期は平成29年4月30日までとする。</p> <p>5 施行日の前日において、現に在任している廃止前の京都工芸繊維大学入学試験委員会規則（昭和38年12月12日制定）第3条第1項第4号から第7号までに規定する委員のうち施行日以降の日において引き続き委員とされていた者は、改正後の細則第6条第1項第5号又は第6号の室員とみなし、その任期は、現に委嘱されている期間の終了する日までとする。</p>

国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則の一部改正について(案)

新旧対照表

_____は改正箇所を示す。

現行条文			改正後		
第1条から第36条まで (略)			第1条から第36条まで (略)		
附則(略)			附則(略)		
			<u>附則</u>		
			この規則は、平成 年 月 日から施行し、平成28年5月1日から適用する。		
別表第15(第32条の3関係)			別表第15(第32条の3関係)		
	区分	手当額		区分	手当額
出題点検業務	一般選抜(小論文を除く。)	1科目につき 30,000円	出題点検業務	一般選抜(小論文を除く。)	1科目につき 30,000円
	一般選抜(小論文)、一般選抜以外の選抜試験及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期)	1科目につき 10,000円		一般選抜(小論文)、一般選抜以外の選抜試験及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期)	1科目につき 10,000円
	大学院(博士前期課程一般選抜第I期を除く。)	1科目につき 8,000円		大学院(博士前期課程一般選抜第I期を除く。)	1科目につき 8,000円
採点業務	一般選抜	1科目につき 10,000円	採点業務	一般選抜	1科目につき 10,000円
	一般選抜以外の選抜試験及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期)	1科目につき 5,000円		一般選抜以外の選抜試験及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期)	1科目につき 5,000円
	大学院(博士前期課程一般選抜第I期を除く。)	1科目につき 4,000円		大学院(博士前期課程一般選抜第I期を除く。)	1科目につき 4,000円

試験監督業務	大学入試センター試験		1日につき 6,000円
	一般選抜		1日につき 4,000円
	一般選抜以外の選抜試験及び大学院		1日につき 3,000円
面接委員業務	一般選抜及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期)		1試験につき 5,000円
	一般選抜以外の選抜試験及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期を除く。)		1試験につき 4,000円
面接補助業務			1日につき 2,500円
点検整理業務			1試験につき 2,000円
医務業務	医師	大学入試センター試験、一般選抜及びAO入試	1日につき 5,000円
	看護師		1日につき 3,000円
入試実施業務	大学入試センター試験		1日につき 3,000円
	一般選抜		1日につき 2,000円
入試準備業務	大学入試センター試験及び一般選抜		1日につき 1,000円
試験管理業務	入学試験委員会委員(実施担当委員)		月額10,000円

試験監督業務	大学入試センター試験		1日につき6,000円
	一般選抜		1日につき4,000円
	一般選抜以外の選抜試験及び大学院		1日につき3,000円
面接委員業務	一般選抜及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期)		1試験につき 5,000円
	一般選抜以外の選抜試験及び大学院(博士前期課程一般選抜第I期を除く。)		1試験につき 4,000円
面接補助業務			1日につき2,500円
点検整理業務			1試験につき 2,000円
医務業務	医師	大学入試センター試験、一般選抜及びAO入試	1日につき5,000円
	看護師		1日につき3,000円
入試実施業務	大学入試センター試験		1日につき3,000円
	一般選抜		1日につき2,000円
入試準備業務	大学入試センター試験及び一般選抜		1日につき1,000円
試験管理業務			月額10,000円

	入学試験委員会委員(支援担当委員)	月額 6,000 円	
--	-------------------	------------	--

国立大学法人京都工芸繊維大学入試手当取扱要項

〔平成 年 月 日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第36条の規定に基づき、規則第32条の3に規定する入試手当の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験管理業務に係る入試手当受給者)

第2 規則別表第15に掲げる業務の区分のうち、試験管理業務に係る入試手当を支給される者は、京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則実施細則（平成16年8月31日制定）第6条第1項第5号及び第6号に規定する者とする。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から実施し、平成28年5月1日から適用する。

国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則の一部改正について (案)

新旧対照表

_____は改正箇所を示す。

現 行 条 文	改 正 後
<p>第1条から第16条まで (略) (在職期間の通算)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、<u>独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立文化財機構</u> (通算規定を有するものに限る。以下「他の国立大学法人等」という。) の職員 (常勤の者に限る。以下「他の国立大学法人等の職員」という。) が、退職後引き続き職員となった場合のその者の在職期間には、他の国立大学法人等の職員としての在職期間 (当該機関以外の在職期間であって、通算されている期間を含む。) を通算する。ただし、当該機関における退職手当に相当する手当の支給を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第18条から第29条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条から第16条まで (略) (在職期間の通算)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、<u>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター</u> (通算規定を有するものに限る。) の職員 (常勤の者に限る。<u>ただし、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては、同機構の就業規則に規定する教育職職員に限る。</u>以下「他の国立大学法人等の職員」という。) が、退職後引き続き職員となった場合のその者の在職期間には、他の国立大学法人等の職員としての在職期間 (当該機関以外の在職期間であって、通算されている期間を含む。) を通算する。ただし、当該機関における退職手当に相当する手当の支給を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第18条から第29条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この規則は、平成28年 月 日 (以下「施行日」という。) から施行する。</u></p> <p>2 <u>施行日の前日において、改正前の規則第17条第2項の規定により他の国立大学法人等の職員としての在職期間を通算するとされた職員の在職期間の通算については、改正後の規則第17条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>

国立大学法人京都工芸繊維大学特定教職員就業規則の一部改正について（案）

新旧対照表

_____は改正箇所を示す。

現 行 条 文	改 正 後
<p>第1条から第17条まで（略） （新設）</p> <p>（時間外勤務）</p> <p>第18条 業務の都合上必要がある場合は、前3条の規定による勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずることがある。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第19条から第42条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第17条まで（略） （<u>専門業務型裁量労働制</u>）</p> <p><u>第17条の2 特定教員については、労基法第38条の3に規定する労使協定を締結し、専門業務型裁量労働制を適用することがある。</u></p> <p><u>2 専門業務型裁量労働制の適用を受ける特定教員が所定勤務日に勤務したときは、労使協定で定める時間勤務したものとみなす。この場合において、業務の遂行に必要な始業及び終業の時刻並びに休憩時間の変更は弾力的に運用するものとし、当該特定教員の裁量によるものとする。</u></p> <p>（時間外勤務）</p> <p>第18条 業務の都合上必要がある場合は、前4条の規定による勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずることがある。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第19条から第42条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成28年7月1日から施行する。</u></p>

別表第1 (第1条関係)			別表第1 (第1条関係)		
職種	定義	業務内容	職種	定義	業務内容
特定教員	学長が必要と認める事業等において、特定教授、特定准教授、特定講師又は特定助教の職名で雇用される者	学長が必要と認める事業等において、教育等に関する業務に従事する。	特定教員	学長が必要と認める事業等において、特定教授、特定准教授、特定講師又は特定助教の職名で雇用される者	学長が必要と認める事業等において、教育、 <u>研究</u> 等に関する業務に従事する。
特定職員	学長が必要と認める事業等において、高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務に従事する者	学長が必要と認める事業等において、事務的又は技術的業務に従事する。	特定職員	学長が必要と認める事業等において、高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務に従事する者	学長が必要と認める事業等において、事務的 <u>業務</u> 又は技術的業務に従事する。

専門業務型裁量労働に関する協定書

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「大学」という。）と国立大学法人京都工芸繊維大学過半数代表者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3の規定に基づく専門業務型裁量労働（以下「裁量労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

（適用対象業務及び適用者）

第1条 裁量労働を適用する職員（以下「適用者」という。）は、次の表の左欄に掲げる業務について、同表の右欄に掲げるとおりとする。

適用対象業務	適用者
教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）	教授、准教授及び講師。ただし、講義等の授業の時間が、国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下この条において「就業規則」という。）に定める正規の勤務時間の5割以上の者を除く。
	特任教員（特任助教を除く。）及び特定教員（特定助教を除く。）。ただし、勤務時間が休憩時間を除き1週間につき38時間45分であり、1日につき7時間45分の者に限る。
	外国人研究員
人文科学又は自然科学に関する研究の業務	助教及び助手。ただし、助教は、講義等の授業の時間が、就業規則に定める正規の勤務時間の1割程度を超える者を除く。
	特任助教及び特定助教。ただし、勤務時間が休憩時間を除き1週間につき38時間45分であり、1日につき7時間45分の者に限る。

2 前項にかかわらず、大学が適用者の安全管理措置上、勤務に制限を加える必要があると判断したときは、大学が定める一定の期間において、当該適用者への裁量労働の適用を除外する。なお大学が必要と判断したときは、この期間を延長することがある。

（裁量労働の原則等）

第2条 大学は、適用者の業務遂行に係る手段及び時間配分については適用者の裁量に委ねるものとし、その決定に関し、具体的な指示を与えないものとする。ただし、担当業務の決定、内容等についての指示及び当該適用者に適用される就業規則に定める服務規律、安全衛生に関する指示については、この限りでない。

（労働の例外）

第3条 前条にかかわらず、特任教員、特定教員及び外国人研究員を除いた適用者については、入学試験関係業務については、大学の指示により労働するものとする。

（労働時間の取扱い）

第4条 適用者が所定勤務日に労働した場合は、7時間45分労働したものとみなす。

2 適用者が、休日（休日の代休日の指定を受けた場合を除く。）又は深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に労働しようとするときは、あらかじめ学長又はその委任を受けた者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を得て、休日労働又は深夜労働をしたときは国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則第30条及び第31条の定めるところにより、休日手当又は超過勤務手当を支給する。

(休日及び休憩時間)

第5条 適用者の休日及び休憩時間については、当該適用者に適用される就業規則に定めるところによる。ただし、休憩時間は、適用者の裁量により、弾力的に設定するものとする。

(健康及び福祉確保措置)

第6条 大学は、適用者の健康と福祉を確保するために、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 働き過ぎの防止を図るため、年次休暇の取得促進を行う。
- (2) 大学は、定期的に適用者の健康状態、勤務時間等について調査を行い、必要に応じてヒアリングを行う。
- (3) 働き過ぎによる健康障害防止のため、大学は必要に応じて産業医による助言、指導を受け、適用者に産業医による保健指導を行う。
- (4) 産業医が必要と認めるときは、特別健康診断を実施する。
- (5) 精神及び身体両面の健康についての相談窓口を設ける。

(苦情処理措置)

第7条 適用者からの苦情等に対し、大学は次のとおり対応するものとする。

- (1) 裁量労働相談室を次のとおり開設する。

場 所 人事労務課

開設日時 毎週金曜日 9時～12時及び13時～17時(休日は除く)

相談員 人事労務課長及び人事労務課副課長、職員係長

- (2) 取り扱う苦情の範囲は次のとおりとする。

イ 裁量労働制の運用全般に関する事項

ロ 適用者の評価に関する事項及び給与に関する事項等の処遇全般

- (3) 相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努める。

(記録)

第8条 大学は、前2条の措置について記録し、この協定の有効期間満了後3年間保存するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

平成28年3__月30__日

国立大学法人京都工芸繊維大学

学 長 古 山 正 雄

国立大学法人京都工芸繊維大学

過半数代表者 塚 本 千 秋